

## 岐阜県土地開発公社倫理憲章

令和5年10月6日制定

公有地の拡大の推進に関する法律に則って業務を遂行し、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資するために、ここに「岐阜県土地開発公社倫理憲章」を定めます。

- 1 法令を遵守するとともに、自らを厳しく律します。
  - ・法令に照らして判断・行動し、疑惑や不信を招くことのないよう努めます。
  - ・不当な圧力や働きかけに左右されることなく、誰にでも公平、公正に対応します。
- 2 公社経営の状況を認識し、無駄のない業務を遂行します。
  - ・経費の節減を徹底し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めます。
  - ・前例にとらわれず、常に業務を点検しながら見直しを図ります。
- 3 公社職員としての自覚を高め、質の高いサービスを提供します。
  - ・専門的な能力・知識と、幅広いものの見方・考え方の修得に努めます。
  - ・法的根拠や仕組みを理解し、迅速・丁寧に業務を進めます。
  - ・現場に出かけ、関係機関や地元の意見をお聴きし、業務を進めます。
- 4 常に危機に備える意識を持ち、事故や不祥事を防止します。
  - ・マニュアルを整備するなど、日頃からのチェック体制を確立します。
  - ・どのような情報にも細心の注意を払い、組織としていち早く対応します。
- 5 問題発生時には、事実をありのままに公表し、迅速かつ誠実に対応します。
  - ・正確な情報の把握・公表に努め、責任の所在を明確にした上で問題の拡大を防ぎます。
  - ・徹底した原因究明を行い、適切な再発防止策を講じます。
- 6 職員が一丸となって、風通しのよい組織風土をつくります。
  - ・自分の職責にとらわれず、知恵を出し合い、自由な議論ができる職場をつくりま
  - す。
  - ・不都合な情報こそ速やかに包み隠さず明らかにできる組織をつくりま
  - す。
- 7 県民のひとりとして、積極的に地域や社会に貢献します。
  - ・地域での活動に積極的に参加します。
  - ・環境問題などの社会を取り巻く身近な課題に率先して取り組みます。